



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- | | |
|---------------------------------|---|
| ○沖縄県環境影響評価技術指針の一部を改正する告示（環境政策課） | 1 |
| ○県営土地改良事業計画の決定（村づくり計画課） | 3 |
| ○民有保安林の指定の解除の予定・2件（森林管理課） | 3 |
| ○漁業災害補償法に基づく特定養殖業の区域の設定の変更（水産課） | 4 |
| ○漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課） | 4 |
| ○公有水面埋立ての免許・2件（港湾課） | 5 |

公 告

- | | |
|------------------------------------|---|
| ○大規模小売店舗法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課） | 6 |
| ○職業訓練指導員試験の実施（労働政策課） | 7 |
| ○建設業者の所在等を確知することができない旨の公告（技術・建設業課） | 8 |
| ○特定調達契約に係る落札者の決定（県立図書館） | 8 |

告 示

沖縄県告示第368号

沖縄県環境影響評価技術指針の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年9月21日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富川 盛武

沖縄県環境影響評価技術指針の一部を改正する告示

沖縄県環境影響評価技術指針（平成13年沖縄県告示第678号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4 環境への負荷の量の程度により調査、予測及び評価されるべき環境要素」を「第4 環境
への負荷の量の程度により調査、予測及び評価されるべき環境要素」に改める。
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素」に改める。

第1章の第3の3の(2)の表1中

歴史的・文化的環境	文化財等、埋蔵文化財包蔵地、御嶽、拝所等の場の状況	を
-----------	---------------------------	---

歴史的・文化的環境	文化財等、埋蔵文化財包蔵地、御嶽、拝所等の場の状況	に
一般環境中の放射性物質の状況	放射線の量	

改める。

第1章の第3の4の表2に次のように加える。

一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量
-----------------------------------	-------

第1章の第3の6の(1)中「エまで」を「オまで」に改め、同章の第3の6の(1)に次のように加える。

オ 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素に係る選定事項について

放射線の量の変化を把握できる手法

第1章の第4の4の(1)中「エまで」を「オまで」に改め、同章の第4の4の(1)に次のように加える。

オ 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素に係る評価項目について

放射線の量の変化を把握できる手法

第2章中第4の次に次のように加える。

第5 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素

環境要素	調査、予測及び評価の手法
放射線の量	<p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目 次に掲げる項目の中から、事業特性及び地域特性を踏まえ、予測及び評価を行うために必要なものを選択する。</p> <p>ア 放射線の量の状況 空間線量率等によって把握されるもの</p> <p>イ その他必要事項</p> <p>(ア) 大気質の状況 粉じん等（粉じん、ばいじん及び粒子状物質）</p> <p>(イ) 気象の状況 風向、風速、気温、日射量、放射収支量、降水量等</p> <p>(ウ) 平常時及び降雨時における河川、海域の濁度、浮遊物質量の状況（河川の調査の場合は、その調査時における流量等の状況を含み、降雨時における調査の場合は、その調査時の降雨等の状況を含む。）</p> <p>(エ) 降雨時の海域における濁水の拡散の状況</p> <p>(オ) 河川、海域の底質中の懸濁物質含量、強熱減量、粒度組成等の状況</p> <p>(カ) 地形・地質、土壤（種類、分布、粒度組成、沈降速度、流出係数等）、集水域の状況</p> <p>(キ) 廃棄物及び建設発生土の処理等の状況</p> <p>(ク) その他必要な情報（水利用、土地利用の状況等）</p> <p>(2) 調査方法 ア 放射線の量（空間線量率等によって把握されるもの）の状況 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。 現地調査は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則」（平成23年環境省令第33号）又は「ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー（平成4年改訂、文部科学省放射能測定法シリーズ）」に定める方法その他適切な方法による。</p> <p>イ その他必要事項 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。</p> <p>(3) 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺地域並びに粉じん等の拡散の特性、流域の特性及び赤土等による水の濁りの変化の特性を踏まえ、放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>(4) 調査地点 粉じん等の拡散の特性、流域の特性及び赤土等による水の濁りの変化の特性を踏まえ、調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>(5) 調査期間等 粉じん等の拡散の特性、流域の特性及び赤土等による水の濁りの変化の特性を踏まえ、調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>2 予測</p> <p>(1) 予測項目 対象事業の実施により変化する一般環境中の放射線の量の状況とする。</p> <p>(2) 予測方法 事業特性、地域特性を踏まえ、次に掲げる予測方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。</p>

	<p>ア 放射性物質の拡散又は流出の防止措置を踏まえ、定性的に予測する方法 イ 既往の放射性物質の知見に基づき定性的に予測する方法 ウ 類似事例から推定する方法 エ その他適切な方法</p> <p>(3) 予測地域 対象事業実施区域及びその周辺地域並びに調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性、流域の特性及び赤土等による水の濁りの変化の特性を踏まえ、放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>(4) 予測地点 粉じん等の拡散の特性、流域の特性及び赤土等による水の濁りの変化の特性を踏まえ、予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>(5) 予測対象時期等 放射線に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期</p> <p>3 評価 次に掲げる項目について、事業特性及び地域特性を踏まえ、評価を行うこととする。</p> <p>(1) 環境影響の回避、低減に係る評価 対象事業の実施が、複数の案の比較や実行可能なより良い技術の導入等の環境保全措置により、環境に与える影響について回避され、若しくは低減されているか、又はその程度について評価する。</p> <p>(2) 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性に係る評価 事業者が計画する環境保全措置について、国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性が図られているかについて評価する。</p>
--	---

別表に次のように加える。

一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放 射 線 の 量						
-----------------------------------	-----------	--	--	--	--	--	--

附 則

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

沖縄県告示第369号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、旧東第3地区県営土地改良事業（農業用排水施設）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年9月21日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富川 盛武

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成30年9月21日から同年10月22日まで
- 3 縦覧に供する場所 南大東村役場
- 4 その他 この告示に係る計画（以下「計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、計画の決定については、上記の審査請求のほか、計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第370号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成30年9月21日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富川 盛武

1(1) 解除予定保安林の所在場所 名護市字名護嶽ノ後原5511番3から7まで（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 解除の理由 公園用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 名護市字名護嶽ノ後原5511番6・5511番7（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 解除の理由 公園用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第371号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成30年9月21日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富川 盛武

1 解除予定保安林の所在場所 うるま市勝連南風原釜尻3807番2

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解除の理由 公共施設用地とするため

沖縄県告示第372号

平成25年沖縄県告示第559号で告示した特定養殖業の一定の区域のうちもずく養殖業の一定の区域の一部を次のとおり変更する。なお、この告示は、その共済責任期間の開始日がこの告示の日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日がこの告示の日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成30年9月21日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富川 盛武

変更前

加入区の名称	区域
八重山第1加入区	八重山漁業協同組合の地区のうち石垣市地区
八重山第2加入区	八重山漁業協同組合の地区のうち竹富町小浜地区
八重山第3加入区	八重山漁業協同組合の地区のうち竹富町小浜地区を除く竹富町地区

変更後

加入区の名称	区域
八重山第1加入区	八重山漁業協同組合の地区のうち石垣市地区及び竹富町小浜地区
八重山第2加入区	八重山漁業協同組合の地区のうち竹富町小浜地区を除く竹富町地区

沖縄県告示第373号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成26年沖縄県告示第489号で同意の認定をした伊良部加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成30年9月21日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富川 盛武

沖縄県告示第374号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

平成30年9月21日

粟国港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富川 盛武

1 埋立免許の年月日及び指令番号 平成30年5月29日 沖縄県指令土第431号

2 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

(1) 免許を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

(2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事職務代理者 沖縄県副知事 富川盛武

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置 島尻郡粟国村字浜浜崎原367番2の地先公有水面

イ 区域 次の各地点のうち①の地点から⑤の地点までを順次に結んだ線、⑤の地点と⑥の地点を結ぶ平成29年の秋分の満潮位（D.L.+2.10メートル）における公有水面と防波堤との境界線及び①の地点と⑥の地点を結ぶ平成16年3月2日付け沖縄県指令土第302号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+2.10メートルにより決定）により囲まれた区域

①の地点 四等三角点（浜）北緯26度34分44秒3202、東経127度14分24秒0304から263度06分38秒702.01メートルの地点

②の地点 ①の地点から162度32分51秒55.45メートルの地点

③の地点 ②の地点から72度32分36秒4.00メートルの地点

④の地点 ③の地点から162度32分48秒10.93メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から276度48分06秒22.07メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から310度03分02秒68.04メートルの地点

ウ 面積 2,070.93平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 島尻郡粟国村字浜浜崎原367番2の地先公有水面

イ 区域 次の各地点のうち①の地点から④の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と④の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点（浜）北緯26度34分44秒3202、東経127度14分24秒0304から276度18分27秒380.44メートルの地点

②の地点 ①の地点から162度32分03秒110.00メートルの地点

③の地点 ②の地点から252度32分03秒400.00メートルの地点

④の地点 ③の地点から342度32分03秒110.00メートルの地点

ウ 面積 44,000平方メートル

4 埋立地の用途 ふ頭用地

沖縄県告示第375号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

平成30年9月21日

長山港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富川 盛武

1 埋立免許の年月日及び指令番号 平成30年9月5日 沖縄県指令土第666号

2 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

(1) 免許を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

(2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事職務代理者 沖縄県副知事 富川盛武

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施工区域

(1) 埋立区域

ア 位置 宮古島市伊良部字伊良部1393番及び1492番32の地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑬の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点渡口の浜（北緯24度48分37秒9636、東経125度10分37秒6052）から341度22分

44秒558.68メートルの地点

②の地点 ①の地点から104度58分32秒11.39メートルの地点

③の地点 ②の地点から139度41分12秒10.06メートルの地点

④の地点 ③の地点から139度24分49秒10.05メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から139度28分14秒10.05メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から133度36分55秒2.99メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から223度36分48秒8.91メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から226度11分10秒10.01メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から226度11分10秒10.01メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から235度22分47秒10.21メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から223度34分54秒1.31メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から313度36分34秒50.00メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から43度36分27秒8.12メートルの地点

ウ 面積 1,976.49平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施工区域

ア 位置 宮古島市伊良部字伊良部1393番及び1492番31の地内並びに同地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とDの地点を結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 四等三角点渡口の浜（北緯24度48分37秒9636、東経125度10分37秒6052）から339度29分

08秒627.22メートルの地点

Bの地点 Aの地点から223度36分34秒100.00メートルの地点

Cの地点 Bの地点から133度36分32秒140.00メートルの地点

Dの地点 Cの地点から43度36分34秒100.00メートルの地点

ウ 面積 13,999.70平方メートル

4 埋立地の用途 ふ頭用地

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧する。

平成30年9月21日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富川 盛武

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮）マックスバリュ屋慶名店 うるま市与那城屋慶名地内

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン琉球株式会社 南風原町字兼城514番地の1 代表取締役 佐方圭二

3 法第8条第1項の規定によるうるま市の意見の概要 意見なし

- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
 5 縦覧期間 平成30年9月21日から同年10月21日まで
 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成30年9月21日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富川 盛武

- 1 実施職種 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）別表第11に掲げる全職種
 2 試験科目 学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）
 3 受験資格
 (1) 試験を受けることができる者は、次に掲げる者とする。
 ア 職業能力開発促進法第44条第1項の規定による技能検定に合格した者
 イ 省令第45条の2第2項各号又は同条第3項各号のいずれかに該当する者のうち、省令第46条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除となる者
 (2) (1)に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
 ア 成年被後見人又は被保佐人
 イ 禁錮以上の刑に処せられた者
 ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者
 4 試験期日 平成30年11月25日（日曜日）
 5 試験場所 浦添市字大平531番地 沖縄県立浦添職業能力開発校
 6 受験申請の手続
 (1) 受験申請書類
 ア 職業訓練指導員試験受験申請書及び履歴書
 イ 受験資格を証する書類（技能検定合格証書の写し等）
 (2) 申請書類の提出先 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県商工労働部労働政策課
 (3) 申請書類の受付期間 平成30年9月25日（火曜日）から同年10月24日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで。郵送の場合は、平成30年10月24日（水曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。
 (4) 受験手数料 3,100円を沖縄県証紙により納付すること（受験申請書に貼付すること。）。ただし、学科試験の全部の免除を受けることができる者にあっては、手数料は不要とする。なお、既に納められた手数料は、還付しない。
 (5) 受験票の交付 受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。
 7 合否判定の基準 満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。
 8 合格者の発表 平成30年12月5日（水曜日）に、合格者の受験番号を沖縄県本庁舎掲示板に掲示するほか、合格者に通知する。
 9 試験結果の開示 試験の結果については、沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）第26条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求をすることができる。ただし、電話、はがき等によって開示請求をすることはできない。
 開示請求をする場合は、受験票及び受験者本人であることを証明できるもの（運転免許証等）を持参の上、受験者本人が開示請求をするものとする。

開示する内容	開示請求期間	開示請求場所
試験の得点	平成30年12月5日（水曜日）から平成31年1月7日（月曜日）まで（土曜日、日曜日、休日並びに平成30年12月31日、平成31年1月2日及び同月3日を除く）	沖縄県商工労働部労働政策課

く。) のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

10 その他

- (1) 受験申請書は、沖縄県商工労働部労働政策課、沖縄県立職業能力開発校等において交付する。
- (2) 詳細については、沖縄県商工労働部労働政策課（電話098-866-2366）に問い合わせること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定により、次の建設業者の営業所の所在地及び所在を確知できることについて公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、同項の規定により建設業者の許可を取り消すことがある。

平成30年9月21日

沖縄県知事職務代理者
沖縄県副知事 富川 盛武

- 1 商号名 東興産業株式会社
- 2 代表者名 豊里弘
- 3 所在地 那覇市首里末吉町3丁目16番地1
- 4 許可番号 沖縄県知事 許可（特-28）第3008号
- 5 許可年月日 平成28年7月13日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成30年9月21日

沖縄県立図書館長 新垣 忠

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 新県立図書館業務システムクライアント機器等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立図書館 那覇市寄宮1丁目2番16号
- 3 落札者を決定した日 平成30年8月9日
- 4 落札者の名称及び所在地 富士通株式会社沖縄支店 那覇市久茂地1丁目12番12号
- 5 落札金額 56,997,172円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成30年6月29日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--